

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の十四の規定により、指定障害児入所施設から次のとおり指定を辞退する旨の届出がありました。

平成二十七年七月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

設置者の名 称	設置者の主たる 事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	辞退年月 日
社会福祉法 人東大寺福 祉事業団	奈良市雑司町四 〇六番地の一	東大寺整肢 園	奈良市雑司町 四〇六番地の 一	医療型障害 児入所施設	平成二十 七年六月 三十日